

---

## 関連資料

---

## 関連資料① 大綱に関連する施策（抜粋）

### ◆ かがしま未来創造ビジョン

#### 【施策展開の基本方向】

#### Ⅱ 地域を愛し世界に通用する人材の育成と文化・スポーツの振興

#### 3 文化の薫り高いふるさとかごしまの形成

##### 地域文化の継承・発展と地域づくりへの活用

- ・ 地域固有の豊かな文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成するとともに、郷土芸能や伝統行事、史跡等の鹿児島県の歴史・文化の保存・継承や、これらを生かした地域づくりの促進等、観光資源としての魅力向上、まちづくりへの活用等にも取り組みます。
- ・ 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演機会を増やし、子どもの参加を促進するとともに、関係団体や地域の高齢者等と連携しながら、貴重な地域文化である方言の継承を図ります。
- ・ 県指定史跡の鶴丸城跡について、民間と一体となった御楼門等の整備や石垣の保全等、同史跡を生かした地域づくりや観光資源としての活用を図ります。

### ◆ 鹿児島県教育大綱

#### 【Ⅰ 基本目標】

夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり

#### 【Ⅱ 基本方針】

#### 1 本県教育の取組における視点

#### (4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

本県には、教育を大事にする伝統や精神、風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等教育的資源が豊富であり、また、地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。

これらの有効活用や未来への継承を図ります。

#### 2 本県教育施策の方向性

#### (5) 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興

子どもから大人まで全ての県民が、生涯を通じて、あらゆる機会にあらゆる場所で学ぶことができ、その成果を適切に生かし活躍できることは、豊かな人生を送ることにつながります。

また、スポーツ活動は、心身両面にわたる健康の保持増進に資するものであ

ることから、県民の誰もが、それぞれの関心や適性に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに取り組む必要があります。

さらに、郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要です。

## ◆ 鹿児島県教育振興基本計画

夢や希望を実現し未来を担う鹿児島の人づくり

～あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり～

### 第3章 基本目標

- 2 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養い、  
これからの社会づくりに貢献できる人間

### 第4章 今後5年間に取り組む施策

#### 【本県教育の取組における視点】

- (4) 郷土の教育的な伝統や風土の活用と未来への継承

#### 【本県教育施策の方向性】

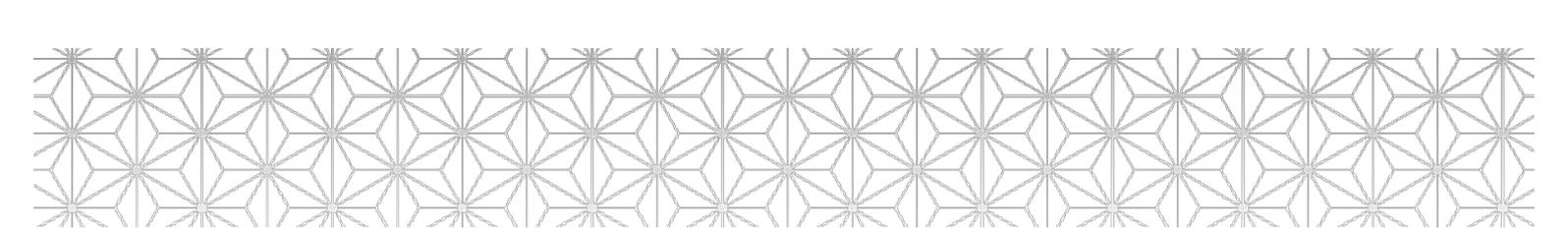
- V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興  
V-⑤ 地域文化の継承・発展

#### 【これからの施策の方向性】

- 県内に伝わる地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手を育成するとともに、方言や遺訓等鹿児島独自の地域文化を次世代へ継承していくことに努めます。
- 学校において伝統文化に接する機会を充実します。

#### 【主な取組】

- 地域に残る教えや言い伝え等を地域の貴重な文化としてとらえ、現代にも生かすため、「語り継ぐかごしまの教え集」を活用する等その普及を図り、また、鹿児島県歴史資料センター黎明館や鹿児島県上野原縄文の森等の県内の文化施設を積極的に活用することを通じて、郷土の歴史や文化への関心を高め、郷土に誇りをもつ心の醸成を推進します。
- 地域の郷土芸能や伝統行事等に関する公演の機会を増やし、子どもたちの参加を促進するとともに、地域の高齢者等の経験を活用して方言の継承を図ります。
- 学校行事等において地域の伝統文化の鑑賞や参加の機会を促進します。



## V-⑥ 文化財の保存・活用

### 【これからの施策の方向性】

- 次世代に継承すべき文化財について、指定・登録等による保護を推進するとともに、文化財を活用した学習の場の提供に努めます。
- 豊かな自然や地域の文化財等の学校教育や地域活動への活用を促進します。
- 地域に残る郷土芸能や伝統行事等を保存・継承するとともに、観光関係者等と連携して、これらや史跡等の文化財を生かした地域づくりの促進に努めます。

### 【主な取組】

- 次世代に継承すべき文化財について、市町村教育委員会と連携・協力して、国・県指定や国登録等を推進します。
- 鹿児島県上野原縄文の森、県立博物館及び市町村の歴史民俗資料館等において、文化財や地域の歴史、鹿児島の自然等に関する学習機会を提供し、文化財愛護思想の普及・啓発を図ります。
- 市町村教育委員会と連携・協力し、学習の場として史跡等の整備を図るとともに、県立埋蔵文化財センターや市町村教育委員会等が発掘する遺跡を公開し、学習や体験活動の場として提供します。
- 文化財の保存・継承活動に成果をあげている活動事例の情報を提供し、活動の活性化を図るとともに、地域の文化財を総合的に活用した地域づくりを促進します。
- 文化財に関する指導・助言者等の情報提供を行い、学校教育や地域活動への郷土芸能や伝統行事、史跡等の活用を促進します。特に学校においては、特色ある学校づくりや学校行事、総合的な学習の時間等で、身近な文化財や地域の歴史の活用を促進します。
- 世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産製鉄・製鋼、造船、石炭産業」及び日本遺産認定への取組等を通じて、観光面を含めた文化財の保存・活用に努めます。

---

## ◆ 鹿児島県文化芸術推進基本計画

### 【第3章 計画の基本的な考え方】

#### 1 基本理念

##### (3) 郷土の伝統文化の保存・継承・発展

- ・ 鹿児島県には、豊かな自然、歴史及び風土に培われ、人々の日常生活においてはぐくまれてきた個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化が数多く存在します。
- ・ これらの各地域の伝統文化は、県民の心のよりどころとなり、人々の地域

に生きる誇りを醸成し、地域のコミュニティを支える大きな力になるとともに、新たな文化芸術を産み育てる源泉となるものです。

- ・ このため、地域の個性豊かな伝統文化のよさを再認識することができるように広報や公開、映像による記録保存等に積極的に取り組むとともに、伝統文化が県民共通の財産としてはぐくまれ、将来にわたって引き継がれ、発展するように、継承者の育成や保存技術に関する講習会の実施等、継承活動の促進に努めることが大切です。

#### (8) 観光、まちづくり等の関連分野との有機的な連携

- ・ 少子高齢化やグローバル化の進展等社会の状況が著しく変化する中で、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化政策の展開が一層求められています。
- ・ 観光等を通じて、多くの人々に文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承につながり、新たな文化の創造・発展につながります。
- ・ 文化の振興を起点として、経済の牽引や国際相互理解の増進につながる観光の振興を図り、さらには、人の往来や購買・宿泊等の消費活動の拡大等を通じた地域の活性化を実現することで、新しい文化の創造も含めた文化の振興に再投資される好循環が創出されることが期待できます。

## 2 目指すべき姿

### 「文化の薫り高いふるさとかごしまの形成」

子どもや高齢者、障害者等県民一人一人が、生涯を通じて身近に様々な文化芸術に触れ、親しむことができるよう、国内外の様々な芸術分野での活発な交流等を通して、本県の文化芸術の更なる発展を目指します。

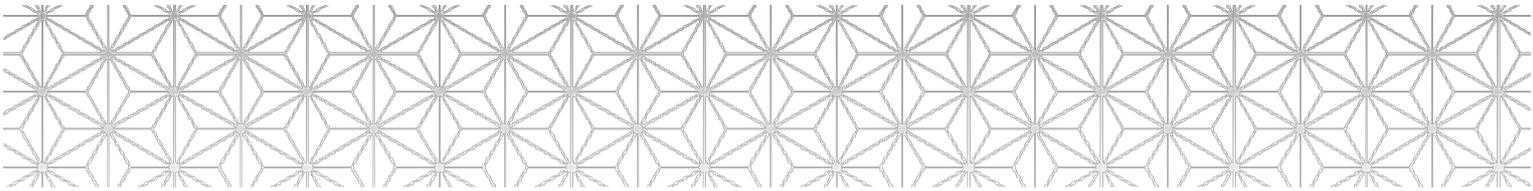
また、県内各地に伝わる郷土芸能や伝統行事、方言等の鹿児島独自の地域文化が次世代へ継承されるとともに、鶴丸城跡等地域の文化財の活用を図り、文化芸術により生み出される様々な価値を活用し、観光・まちづくり等と連携することで、個性を生かした地域づくりを展開します。

## 【第4章 施策の展開】

### 2 施策の展開

#### (2) 地域文化の継承、発展と地域づくりへの活用

鹿児島の豊かな歴史・文化資源を活用して郷土に誇りを持つ心を醸成します。郷土芸能や伝統行事、史跡等県内各地の個性豊かな地域文化の保存・継承を図ります。



また、観光、まちづくり等関連施策との連携により、多様な文化芸術の更なる振興及び地域の個性を活かした地域づくりを推進します。

① 地域文化の発掘と保存及び公開等

- ・ ユネスコや国，県，市町村の指定等を受けた有形，無形の文化財や人々の暮らしに根ざした多様な生活文化等の地域文化を県民共通の財産として継承していくため，発掘や保存を進めるとともに，地域文化に対する関心を高め，そのよさを再認識できるよう，広報や公開を行う等，県民への周知を図ります。

② 伝統文化の継承

- ・ 伝統文化の保存・継承に関する計画的な研修の機会の設定や表彰等を行い，継承者や指導者等の育成に努めます。
- ・ 地域においては，伝統文化を伝える世代と受け継ぐ世代がともに参加する体験型の講習会等を開催する等，地域住民の保存活動への参加を促進するとともに，地域間の交流による情報の共有化が促進されるように務めます。
- ・ 薩摩焼や薩摩切子等の美術工芸品としてのブランド価値を高めることにより，需要を回復し，後継者の育成，技術の継承につなげます。

③ 観光振興，地域づくり等への活用

- ・ 御楼門が復元された鶴丸城跡や世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」，日本遺産「薩摩の武士が生きた町～武家屋敷群『麓』を歩く～」等の歴史的遺産，県有文化施設，地域に残る伝統文化や特色ある食文化等の文化資源を生かして，観光や伝統工芸産業等の地域産業の活性化を促進します。
  - ・ 地域に伝わる伝統行事，歴史的な建造物や町並み，安らぎを感じる自然景観等，地域の特性を生かした地域づくりを促進します。
  - ・ 景観，伝統工芸，美術，芸能，食等，鹿児島県の伝統と文化が息づく街づくりを推進します。
  - ・ 鹿児島県で生まれ育った若者が，ふるさとに誇りを持ち，鹿児島県に住み，働きたいと思えるよう，鹿児島県の歴史や伝統，文化，地域の特性等を理解する機会の充実を図ります。
-

## ◆ 鹿児島県地域防災計画 一般災害対策編

### 第2部 災害予防

#### 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

#### 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

##### 1 文化財に関する事前措置

##### (1) 文化財管理者に対する防災指導

県教育委員会は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を、以下のとおり行うものとする。

##### ア 防火管理の体制を整備する。

- ・ 防火管理者のもとに適当な火元責任者を定め、それぞれの担当責任を明らかにする。
- ・ 防火委員会を設けて、計画的な防火管理を行う。
- ・ 防火講習会、研究会に参加して防火意識の習得に努める。
- ・ 文化財防火デー（1月26日）を設定し、防火意識の高揚を図る。

##### イ 環境の整理、整頓を図る。

##### ウ 火気の使用を制限する。

- ・ 火気の使用は、一定の場所を定める。
- ・ 指定建造物の周囲では、喫煙、たき火等を絶対に禁止する。

##### エ 火災危険の早期発見と改善

- ・ 定期的に防火診断を受ける。
- ・ 防火管理者・火元責任者の自主検査を実施する。

##### オ 火災警戒を厳重にする。

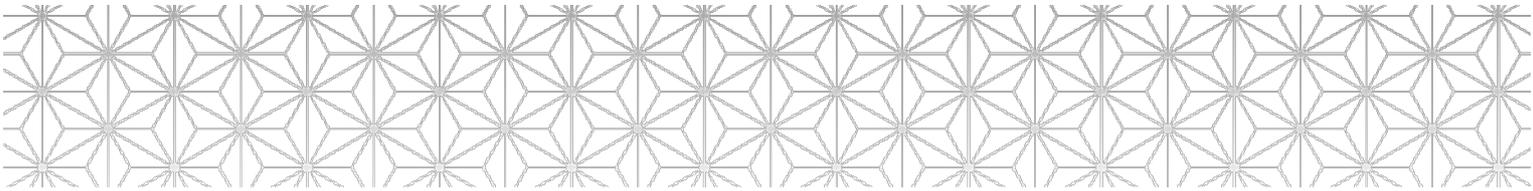
- ・ 不審者等の進入を防ぐため、塀、さくを整備する。
- ・ 巡視のための監視員を置く。
- ・ 巡視経路を設定する。

##### カ 火災の起こりやすい箇所にも注意する。

たばこ、たき火、灯明、ローソク、線香、取り灰、火消しつぼ、火ばち、こたつ、こんろ、かまど、煙突、電気配線、電気器具、石油ストーブ、石油こんろ、プロパン器具

##### キ 次の消防に関する計画を作成するとともに、自衛消防隊を組織し、訓練を行う。

防火管理計画、火災防御計画、教養訓練計画



## (2) 消火施設の整備

文化財の所有者又は管理者は、以下のとおり消火施設の整備に努める。

- ア 全ての指定建造物には、その総面積に応じた能力単位の数の消火器又は簡易消火器用器（水、バケツ、水槽等）を設置する。指定建造物に必要な能力単位の数は、その面積を50㎡で除して得た数以上になるように設置する。消火器を設置する場合は、その消火の対象に適した器種を選択する。
- イ その他、屋内消火栓、屋外消火栓、放水銃、スプリンクラー等を設置し、これらの設置については、常に整備を入念に行い、担当者を定めて定期的に試験を行う。
- ウ その他の設備としては、今後消火進入道路、防火塀、防火帯、防火壁等の整備を図る。

## (3) 文化財防火デーの計画

県教育委員会は、文化財防火デーに消防署等関係機関の協力を得て、下記のことを計画実施し、関係者の文化財保護意識の高揚を図る。

- ア 広報媒体等を使い、趣旨の普及徹底を図る。
  - 新聞、ラジオ、テレビ、印刷物、展示会、講習会、映画会等
- イ 火災予防対策を指導する。
  - ・ 消防計画の作成、検討
  - ・ 電気設備、火気使用箇所等の点検整備
  - ・ たき火、たばこ等火気使用禁止区域の設定
  - ・ 各種消防用設備等の点検整備
  - ・ 上記の防火診断、その他、火災予防措置として必要な事項
- ウ 防火訓練を行う
  - ・ 地元消防機関の協力を求め指導を受ける。
  - ・ 防火訓練は、通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に行う。
  - ・ 練法の習熟と、隊機能の敏速かつ的確な活動の熟練を期する。
  - ・ 不備の箇所を是正する。
- エ 消防実技講習会を実施して、消防技術の向上に努める。
- オ 実施状況を報告する。

## 2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

### 第3部 災害応急対策

#### 第3章 事態安定期の応急対策

##### 第7節 文教対策

#### 第3 文化財の保護

##### 1 所有者、管理者の通報義務等

文化財に災害が発生した場合は、その所有者、管理者は直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

##### 2 被害状況の報告

文化財に被害が発生した場合は、その所有者、管理者は被害状況を速やかに調査し、その結果を県指定の文化財については県教育委員会へ、国指定の文化財にあっては、県教育委員会を経由して、文化庁へ報告しなければならない。

##### 3 関係機関との協力

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

## ◆ 鹿児島県地域防災計画 地震災害対策編

### 第2部 地震災害予防

#### 第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

##### 第10節 その他の災害応急対策事前措置体制の整備

#### 第7 文化財や文教施設に関する事前措置

##### 1 文化財に関する事前措置

- (1) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 県は、文化財の所有者又は管理者に対する文化財（建造物、磨崖仏等）の耐震調査の指導を行うものとする。
- (3) 文化財の所有者又は管理者は、文化財防火デーの防災訓練等を実施するものとする。

##### 2 文教施設に関する事前措置

- (1) 県は、博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者に対する防災体制の確立指導を行うものとする。
- (2) 博物館、美術館、郷土館等の所有者又は管理者は、定期的に防災訓練等を実施するものとする。

## 関連資料② 鹿児島県が実施した主な文化財調査

### 【有形文化財 建造物】

調査名	報告書名	調査期間
鹿児島県緊急民家調査	鹿児島県の民家 －鹿児島県緊急民家調査報告書－  鹿児島県の民家（離島編） －鹿児島県緊急民家調査報告書－	昭和 49 年度
鹿児島県近世社寺建築緊急調査	鹿児島県の近世社寺建築 －鹿児島県近世社寺建築緊急調査報告書－  鹿児島県の近世社寺建築（離島編） －鹿児島県近世社寺建築緊急調査報告書－	昭和 62 年度
鹿児島県近代化遺産総合調査	鹿児島県の近代化遺産 －鹿児島県近代化遺産総合調査報告書－	平成 14 ～ 16 年度
鹿児島県近代和風建築総合調査	鹿児島県の近代和風建築 －鹿児島県近代和風建築総合調査報告書－	平成 27 ～ 28 年度
近現代建造物緊急重点調査	近現代建造物緊急重点調査（建築）報告書 （鹿児島県編）	平成 27 ～ 令和元年度 （公益社団法人日本建築士会連合会）

### 【民俗文化財】

調査名	報告書名	調査期間
民俗資料緊急調査	民俗資料緊急調査報告書 －県下 30 地区の民俗資料－	昭和 38 ～ 39 年度
鹿児島県の庚申塔調査	鹿児島県の庚申塔－庚申供養石造物－	昭和 46 年度
民謡緊急調査	民謡緊急調査報告書	昭和 57 ～ 58 年度
民俗文化財緊急調査	鹿児島県の諸職（民俗手工業技術） －民俗文化財緊急調査報告書－	昭和 59 ～ 60 年度
民俗芸能緊急調査	鹿児島県の民俗芸能 －民俗芸能緊急調査報告書－	平成 2 ～ 3 年度
かごしまの祭り・行事調査	かごしまの祭り・行事 －かごしまの祭り・行事調査事業報告書－	平成 27 ～ 29 年度

【記念物（史跡・名勝・天然記念物）】

調査名	報告書名	調査期間
中世城館跡調査	鹿児島県の中世城館跡	昭和 57 ～ 61 年度
歴史の道調査	歴史の道調査報告書 第一集 「出水筋」 歴史の道調査報告書 第二集 「大口筋・加久藤筋・日向筋」 歴史の道調査報告書 第三集 「海の道」 歴史の道調査報告書 第四集 「南薩地域の道筋」 歴史の道調査報告書第五集 「大隅地域の道筋」	平成 4 ～ 8 年度
近代遺跡調査	近代遺跡調査報告書	平成 8 ～ 10 年度 (文化庁)
近代の庭園・公園等に関する調査研究	近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書	平成 21 ～ 23 年度 (文化庁)
名勝に関する総合調査－全国的な調査（所在調査）	名勝に関する総合調査－全国的な調査（所在調査）の結果－報告書	平成 23 ～ 24 年度 (文化庁)
特別天然記念物アマミノクロウサギの実態調査	特別天然記念物アマミノクロウサギの実態調査天然記念物緊急調査報告書	昭和 51 年度
鹿児島県のオカヤドカリ属	鹿児島県のオカヤドカリ属－生息実態緊急調査報告書－	昭和 61 年度

## 【埋蔵文化財】

調査名	報告書名	調査期間
全国遺跡分布調査	大隅地区埋蔵文化財分布調査報告書	昭和 47 年度～
	国分・隼人テクノポリス建設地区埋蔵文化財分布調査報告書	昭和 59 年度～ 61 年度
	奄美地区埋蔵文化財分布調査報告書	昭和 63 年度～ 平成 2 年度
	北薩・伊佐地区埋蔵文化財分布調査報告書	平成 3 年度～ 11 年度
	サン・オーシャン・リゾート地域埋蔵文化財分布調査報告書	平成 4 年度～ 6 年度
鹿児島県下の古石塔ならびに関連史跡の分布状況調査	鹿児島県の古石塔－旧薩摩国編－ 鹿児島県の古石塔－旧大隅国編－	昭和 61 ～ 62 年度
かごしま近代化遺産調査事業	「鹿児島近代化遺産調査事業」に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 －幕末～明治初期における「旧薩摩藩の近代化遺産」－ 『敷根火薬製造所跡 根占原台場跡 久慈白糖工場跡』	平成 27 年～ 29 年度
西南戦争を掘り・学ぶ事業	「西南戦争を掘り・学ぶ事業」に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 『滝ノ上火薬製造所跡 高熊山激戦地跡 チシャケ迫堡壘跡群 岩川官軍墓地』	平成 30 年度～ 令和 2 年度
「廃寺は語る！よみがえる鹿児島県の仏教文化」事業		令和 3 年度～